

令和4年度植物検疫全国研修会を開催

令和5年2月2日(木)、TKP 神田駅前ビジネスセンターにおいて3年ぶりに対面により開催され、46名の会員関係者が参加しました。また、翌3日に羽田空港において開催された植物検疫関連施設(航空貨物検査場、旅

具検査場等)の現地見学会には30名の方が参加しました。両日とも参加者から多くの質問が出され、活発な意見交換が行われました。研修会の講演者と講演内容は次のとおりです。

1. 植物防疫法の改正についてー農林水産省植物防疫課 総括課長補佐 二階堂 孝彦氏

植物防疫制度の概要と法改正の概要(輸入検疫、国内検疫、国内防除及び輸出検疫)について解説。また、法施行に向けた省令等の整備(スケジュール、検疫有害動植物の定義の見直し、中古農機の取り扱い及び輸出検疫体制の整備)について説明がありました。

2. 輸入米麦の農産物検査についてー(一財)全国瑞穂食糧検査協会 常務理事 荻島 雅洋氏

商品としての品質や品位の確保を目的として行われる農産物検査について、検査等の基準(品位等規格、成分規格)及び実施主体(農産物検査登録検査機関)等につい

て解説がありました。

3. 日本産農産物の輸出についてーJA全農インターナショナル(株)代表取締役社長 住吉 弘匡氏

JAグループが一体となったサプライチェーンの構築、国産農畜産物輸出拡大の障壁及び今後の戦略等について解説がありました。

4. 植物検疫を巡る最近の状況ー農林水産省植物防疫課 課長補佐 皿海 宏樹氏

種苗の国際移動と植物検疫措置の見直し、中古農機の輸入検査、新型コロナウイルス感染症を受けた輸入検査の実施、検査証明書の添付を要する・不要とする植物の見直し及び検疫くん蒸剤に係る今後の対応について説明がありました。



(講演会)



(羽田空港・貨物害虫同定室)

第13回業務企画委員会を開催

令和5年2月16日（木）、TKP 神田駅前ビジネスセンターにおいて3年ぶりに対面により委員会が開催され、全委員10名が出席しました。事務局から、①令和4年度事業報告及び決算報告（見込み）に関する件、②令和5年度事業計画及び収支（増減）予算（案）に

関する件、③支部資産の取り扱いに関する件について説明があり、①及び②については原案通り第33回理事会に提案し、③については3月の理事会において承認が得られ次第、5月もしくは6月の理事会に令和5年度改正予算（案）を提案する方針が確認されました。

第33回理事会を開催

令和5年3月9日（木）、アートホテル日暮里ラングウッド（東京都荒川区）において、当協会の第33回理事会が開催され、理事12名（Web参加2名を含む）が出席しました。事務局から、①令和4年度事業報告及び決算報告（見込み）に関する件、②令和5年度事業計画及び収支（増減）予算（案）に関する件、

③支部資産の取り扱いに関する件について説明があり、提案どおり承認されました。なお、当日来賓として農林水産省消費・安全局植物防疫課尾室課長及び農林水産省横浜植物防疫所森田所長が出席し、植物防疫行政及び植物検疫を巡る最近の情勢について説明がありました。

非検疫有害動植物の追加

令和5年2月27日付けで植物防疫法施行規則の一部が改正され、以下の3種が非検疫有害動植物に追加されました（同年2月28日施行）。

- ・ *Eumerus tuberculatus*（コブアシハイジマハナアブ）
- ・ *Merodon equestris*（スイセンハナアブ）
- ・ *Syricta pipiens*（モモブトチビハナアブ）

なお、本改正については、令和4年12月16日に開催された公聴会及びパブリックコメントによる意見聴取が行われております。

外来生物法に基づくアリ科の特定外来生物の消毒基準等の策定

ヒアリは平成29年6月に国内で初確認されて以降、毎年確認が続いています。令和5年1月現在までの確認件数は18都道府県92事例となっていますが、令和元年に東京港、令和2年に名古屋港、令和3年に大阪港で大規模な集団が確認され、令和4年には広島県福山港においてコンテナ内で、70,000匹以上の大規模集団が確認されるなど、定着ギリギリの危機的状況が続いています。このような状況から、昨年5月に外来生物法が改正され、通関前の輸入品やコンテナ等に特定外来生物

（アルゼンチンアリ等）がいる場合だけではなく、それらが置かれている土地、施設（倉庫、車両等）に対しても消毒廃棄命令を出すことが可能となりました。更に、緊急的な対処が必要なヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）については、通関後の物品、施設、土地等にも消毒廃棄命令をかけることが可能となりました。現在、環境省において消毒基準等が検討され、近く告示される見込みとなっております。

令和4年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業の概要

当協会は令和4年4月8日に農林水産省と本事業の業務委託契約を結び、この一年間、本事業を推進してきましたが、本事業は本年3

月17日をもって終了したことからその概要をお知らせします。

1. 専門家の登録

事務局は関係機関を通じて①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の適正使用・農薬残留、④流通・販売等に係る各分野の専門家全国規模で募集を行い、専門家選定委員会に諮った上で、専門家76名の登録を行いました。

2. 相談窓口の設置

相談窓口は、地域毎の利便性を踏まえて各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）に少なくとも1カ所以上開設するとして、全国17カ所に設置しました。

3. 事業の広報

本事業の広報を目的として、産地や事業者を対象としたリーフレットを作成し、令和4年4月に農林水産省、各都道府県、全農、JETRO、日本政策金融公庫、支援事業専門家、当協会会員等に配布しました。また、専門家が支援を実施する際等にも配布するなどして事業年度内に合計で23,000部の配布を行いました。

当該リーフレットには、モバイル機器からも本事業のホームページにアクセスしやすいようQRコードを印刷しました。

4. 専門家による技術的支援の実施

生産者、地方自治体、輸出者等から寄せられた相談や問合せ等は延べ582件で、このうち、植物検疫や残留農薬等の課題に関する相談について、相談窓口及び事務局が作成した輸出産地カルテは合計180件でした（2月末現在）。

(1) 相談者の傾向

相談者は輸出者89件（49%）が最も多く次いで生産者31件（17%）、自治体23件（13%）、物流業者が18件（10%）等でした。

なお、その他の12件は、コンサルタント事業者、JETRO、農薬メーカー、農産物の輸出を支援している団体等でした。また、海外から日本産農産物を輸入したいとして植物検疫条件等を照会した相談が1件ありました。

(2) 相談の輸出先国の傾向

相談で最も多かった輸出先国は、台湾で27件でした。次いで中国が26件、タイ向けが19件、シンガポール向けが14件、EU13件、香港、ベトナム、アメリカがそれぞれ12件などの順となりました。地域で見るとアジアが101件（51%）で最も多く、次いで欧州26件（13%）、北米21件（11%）などでした。また、輸出できるならどこへでも出したいのような全世界とした相談やまだ輸出先も決めておらず輸出先未定として相談した事例もあり、これらはそれぞれ18件（9%）ずつありました。

(3) 相談の輸出品目の傾向

相談で最も多かった輸出品目は、野菜（イチゴ、メロン、ミニトマト、トマト、ナス、レタス、キャベツ、ナガイモ、サツマイモ等）53件（28%）で、次いで生果実（ミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ、カキ、モモ、スモモ等）42件（22%）でした。とりわけイチゴ生果実の問い合わせが多く14件ありました。また、リンゴ、ナシ、ブドウ、ミカン、メロン、トマトなどの生果実の相談が多く寄せられました（合計で45件）。その他、コメや木材（製材を含む。）がそれぞれ18件（9%）、お茶が17件（9%）、栽植用植物（ラン苗、盆栽等）が12件（6%）などの順でした。

(4) 相談内容の傾向

相談内容は植物検疫条件等に関する相談が最も多く142件（56%）、次いで残留農薬40件（16%）、植物検疫手続き32件（13%）、消毒方法等15件（6%）、栽培管理及び講演依

頼がそれぞれ2件(1%)、その他19件でした。

(5) 技術的支援の実施状況

輸出産地カルテ180件のうち、相談者から専門家による支援依頼のあった31件(全体の17%)の産地等に対して、延べ89名の専門家を派遣し、輸出植物検疫の概要、輸出先国が要求する植物検疫条件、植物検疫に係る手続き、残留農薬に係る留意事項、輸出先国が設定している残留農薬基準値等の説明を行うなどの支援のほか講演等を実施しました。

また、GFP事務局が主催するGFPオンライン訪問診断に専門家が10件参加し、輸出植物検疫の概要、輸出を希望する国の植物検

疫条件、残留農薬の留意事項等について説明しました。このほか、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等のため、専門家がオンラインで資料説明を行うなどの対応を行ったものも4件ありました。

(6) 事例集の作成

専門家の協力を得て、10事例を収集し事例集を作成した。主な構成は、相談者の概要や輸出を目指す目的、相談者の取組内容や抱える課題、専門家の支援等の内容、相談者の対応状況及び評価所感等で、現地の写真等も掲載しました。

令和5年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業への対応

令和5年2月6日、本委託事業の入札公告が行われ仕様書などが公表されたことから、当協会は提案書や入札書を準備し、農林水産省に関係書類を提出しました。事業内容は、①専門家リストの整備、②相談窓口の設置、③インターネットサイトの運営、④産地

等の現状把握の実施、⑤専門家による技術的支援の実施、⑥事例集、報告書等の作成等です。事業の実施期間は、令和6年3月18日(月)までとなります。当協会が受託できれば、これまでの経験を活かし本事業に取り組むこととしています。

事務局だより(今後の予定)

令和5年4月26日(水)

表彰候補者の推薦依頼(受付締め切り)

4月27日(木)

会計監査

5月中旬

第34回理事会(書面決議)

6月12日(月)午後2時～

第35回理事会・第12回定時社員総会

(アートホテル日暮里ラングウッド)

編集後記

今年の桜の開花は例年になく早く、昼休みに皇居外堀を散歩していたら、大手門のしだれ桜が満開で多くの方が足を止めて写真を撮っていました。ときおり外国語も混じり、コロナ禍で海外旅行が制限されていた昨年とは明らかに賑わいが違いました。早くコロナ禍が終息し、普通の生活が送れるようになりたいものです。



(大手門前しだれ桜)